

令和 9 年度

県の予算編成及び施策に関する要望

令和 8 年 7 月 9 日

宮 崎 県 町 村 会

令和9年度県の予算編成及び施策に関しまして、別添のとおり
提案・要望します。

つきましては、その実現について特段のご高配を賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

令和8年7月9日

宮崎県町村会

会 長 日之影町長 佐 藤 貢

副会長 三 股 町 長 木佐貫 辰 生

高 原 町 長 丸 山 裕次郎

国 富 町 長 日 高 利 夫

綾 町 長 松 本 俊 二

高 鍋 町 長 黒 木 敏 之

新 富 町 長 小 嶋 崇 嗣

西米良村長 黒 木 竜 二

木 城 町 長 半 渡 英 俊

川 南 町 長 宮 崎 吉 敏

都 農 町 長 坂 田 広 亮

門 川 町 長 山 室 浩 二

諸 塚 村 長 藤 崎 猪一郎

椎 葉 村 長 黒 木 保 隆

美 郷 町 長 長 尾 拓

高千穂町長 甲 斐 宗 之

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘

目 次

1. 地方創生の更なる推進について	1
2. 町村財政基盤の確立について	3
3. デジタル化施策の推進について	5
4. 地域医療対策の推進について	7
5. 少子化対策とこども・子育て政策の推進について	9
6. 障がい者保健福祉施策の推進について	1 1
7. 介護保険制度の円滑な実施について	1 2
8. 医療保険制度の安定運営について	1 3
9. 生活環境の整備促進について	1 4
1 0. 空き家対策の推進について	1 6
1 1. 教育施策等の推進について	1 7
1 2. 農業対策の充実強化について	1 8
1 3. 森林・林業対策の推進について	2 1
1 4. 野生鳥獣対策の推進について	2 3
1 5. 水産業・漁村対策の充実について	2 4
1 6. 道路の整備促進について	2 5
1 7. 地域公共交通の支援について	2 6
1 8. 防災・危機管理対策の推進について	2 7
1 9. 過疎対策の推進について	3 0
2 0. 「2027 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の円滑な準備について .	3 1

1. 地方創生の更なる推進について

農山漁村地域を多く抱える町村は、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全など、国民生活に欠くことのできない重要な役割を担っており、人口減少や担い手不足等の課題がある中においても、引き続き地域を守っていく必要があります。

このためには、町村が地域未来戦略を通じ、地方創生に資する取組を強力に推進することで、地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域社会を築くことが重要であると考えます。

については、地方創生の更なる推進に向け、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

また、農林水産業の六次産業化の強化、伝統産業や観光業など地域資源を活用した産業の振興により、地域産業の高付加価値化を支援すること。

2. 地方創生と少子化対策を一体的に進めることにより、人口減少問題に取り組むこと。その際、負担軽減を議論する場合には財政力の違いによって、地域間格差が生じることのないよう国の責任と財源において実施すること。

3. 地域未来交付金については、地域産業の成長をはじめ、町村がこれまで進めてきた地方創生に資する事業に継続的に取り組めるよう、必要額を確実に確保するとともに、町村が実施する事業に対する十分な支援を講じること。

4. 町村では、都市からの移住の促進に力を入れて取り組んでいるところであり、情報提供を含め、その支援を拡充すること。

また、地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」の拡大と、地域との関係を深める支援拡充を行い、二地域居住、サテライトオフィス、コワーキングスペースの整備、ワーケーション等を促進すること。

5. 「外国人材受入・定着支援センター」においては、外国人雇用の経験の乏しい中小企業等が、円滑に外国人を受け入れられるよう、外国人材の発掘及び企業とのマッチングから受入れ後のフォローアップまで、ワンストップによる相談・支援体制を構築するとともに、受入れ環境の整備など、外国人材受入れのための体制を強化すること。

2. 町村財政基盤の確立について

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方あげて積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大しております。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村税源の充実強化について

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

(2) 地方消費税を含む消費税については、その4割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、給付付き税額控除を行う場合は、地方において安定的な社会保障が行えるよう財源を確実に確保すること。

(3) 自動車税及び軽自動車税を含む自動車関係諸税の在り方の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確実な確保を前提とすること。その際、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

また、揮発油税等の当分の間税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実にかつ早急に確保すること。

(4) ゴルフ場利用税（交付金）は、地域振興を図る上で不可欠な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

- (5) ふるさと納税の「募集に要する費用」については、小規模な自治体では少量発送のため送料等の経費の圧縮が困難であることから、自治体の規模や地理的条件などを考慮した基準に見直すこと。
- (6) 外国人の出国等に伴う個人住民税については、実行ある徴収漏れ対策を講じること。

2. 地方交付税の充実強化について

- (1) 人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「地方創生推進費」、「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。
- (2) 町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (3) 基準財政需要額の算定について、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。
- (4) 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村が、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

3. デジタル化施策の推進について

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタル化への対応は必須であります。そのため、町村においては、自治体 DX やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところではありますが、今後、更に積極的に対応していかなければなりません。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進にあたっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

なお、標準準拠システムへの移行費用については、特定移行支援システムの移行が円滑に進むよう、引き続き、経費等に関する相談体制に万全を期すとともに、移行に係る費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

2. 標準準拠システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加しているため、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

3. 専門人材の確保・育成が課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

また、市町村において独自に任用したデジタル人材に対する財政支援を講じること。

4. 光ファイバを整備している町村では、維持管理や更新が大きな課題となっていることから、維持管理に伴う費用や高度化を含めた機器更新等に係る国庫補助事業の拡充など財政支援を強化すること。

併せて、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理及び性能の高度化に対する費用の双方を支援の対象とすること。

5. 町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

4. 地域医療対策の推進について

人口動態の変化に伴い、医療の需要や提供体制等の地域差が拡大する中で、地域における医療提供を維持するためには総合的な地域保健医療対策を推進することが必要であります。

特に、中山間地域医療機関の医師の確保は、極めて厳しさを増してきており、さらに、それを支えている中核の医療機関の医師確保の厳しさゆえに、その二次、三次の救急機能も低下している状況であります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 医師等の人材確保について

- (1) 「宮崎県医師確保対策推進協議会」及び「宮崎県地域医療対策協議会」の機能を十分に生かし、定員配置制の導入や過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在・診療科偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

また、新専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

- (2) 中山間、へき地においては、特に医師不足が深刻化していることから、医師確保対策を推進するため、自治医科大学の入学定員増を図るとともに、宮崎大学医学部の地域枠医師が本県に確実に定着するための対策を強化すること。

- (3) 看護師、保健師、薬剤師等の専門職については、就労環境を改善し、地域偏在の解消による町村への定着を図るとともに、人材確保に積極的に取り組むこと。特に保健師においては、県下教育施設での定員が 26 人と他県と比較しても極端に少なく、県内就職者数も低いため、早急に養成課程体制の充実を図ること。

また、今後増加が見込まれる在宅医療等に対応するため、特定看護師を養成するための特定行為研修の充実を図ること。

- (4) 宮崎県医師確保対策推進協議会において実施している「宮崎県医師移住支援金」については、実態に即した制度に見直すこと。

2. 自治体病院等への支援について

自治体病院や公的病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講じること。

3. 感染症等の対策について

带状疱疹ワクチンについては、令和7年4月から65歳以上が定期接種化とされたが、対象年齢を50歳以上とすること。

5. 少子化対策とこども・子育て政策の推進について

我が国における少子化の進行は社会・経済・地域など、様々な分野に深刻な影響を与えています。

我が国の根幹に関わる少子化問題を解決するためには、若い世代が将来に希望と展望を持てるよう雇用の安定を図り、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するなど、あらゆる施策を総動員して子どもを生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要があります。

これまでも、町村は多大な予算と労力を投入し、人口減少・少子化対策に懸命に取り組んできたところであります。

本来、人口減少対策は国全体として取り組むべき課題であるので、これまでの政策を検証し、抜本的な対策を講じていく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 子ども・子育て支援新制度については、国において必要な財源を確保するとともに、町村が地域の実情に応じて、こども誰でも通園制度等の事業を選択して実施できるように見直すこと。
2. こども医療費助成事業については、自治体の財政力によって格差が生じているため、早期に国の制度として高校卒業年度まで無償化を実施すること。
3. 地域における保育サービスを持続的に提供するため、人材確保に地域間格差が生じないよう、保育士の養成や条件不利地域の処遇の在り方の見直しを含めた処遇改善など、一層の対策を講じること。
4. 子育て世帯の経済的負担の軽減は少子化対策にも有効であることを踏まえ、3歳以上児と同様に3歳未満児の保育料を無償化すること。
5. 義務教育における学校給食については、学校給食法に「食育の推進」が規定されており、教育活動の一環となっていることから、国の責任において全額負担すること。

6. 妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業については、居住地にかかわらず、適切な医療や保健サービスが受けられるよう、移動時間の要件を撤廃すること。
7. 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業については、3歳以上の入院外における自己負担額を入院と同額とするとともに、事務の簡素化を図るため、所得制限を撤廃すること。
また、補助対象を高校卒業年度までに拡大し、自己負担額を軽減すること。
8. 宮崎県ひとり親家庭医療費助成事業については、入院外における現物給付方式も対象とすること。
9. 児童虐待防止については、児童相談所の事案関与の要件を見直し対象事案を拡大すること。

6. 障がい者保健福祉施策の推進について

障がい者及び障がい児が希望する生活を営み、地域や職場、学校において生きがいや役割を持って安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等）については、国庫負担基準額が設けられているが、基準額を超えて支出した場合は、町村の自主財源での対応となり、大きな負担となっているので、必要な予算額を確保すること。
2. 地域生活支援事業については、町村に過度な財政負担とならないよう国の責任において必要な予算額を確保すること。
また、県においては、地域生活支援事業にかかる、重度障害に係る市町村特別支援及び重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業についても実施すること。
3. 障害福祉サービスを継続して提供できるよう、引き続き事業者参入を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。
4. 障がい者が地域社会で安心して暮らせるよう町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実すること。
5. 町村が円滑に障がい者雇用を進められるように、国は適切な支援措置を講じること。

7. 介護保険制度の円滑な実施について

町村においては、2040 年には生産年齢人口に加え、高齢者人口の減少も見込まれることを踏まえ、サービス提供体制の維持・確保等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっています。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国の負担（居宅給付費の 25%、施設等給付費の 20%）のうち 5%が調整財源（調整交付金）とされているが、これを外枠とすること。

2. 「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。

また、評価指標の設定にあたっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。

3. 介護サービスを支える介護人材の確保のため、介護人材の広域的確保を行うとともに、介護サービス基盤の整備や介護従事者の養成や、処遇改善を行い、離職防止に取り組むこと。

なかでも、介護サービスを取り巻く状況が一層厳しい中、介護支援専門員の業務も拡大し、人材の確保が深刻な状況となっていることから、介護支援専門員が中立公正かつ質の高いケアマネジメントができる環境づくりのため、更なる処遇改善（加算）を図ること。

4. 必要な介護サービスが確保されるよう、「特別地域加算」、「中山間地域における小規模事業所加算・サービス提供加算」の加算率を引き上げること。

5. 介護支援専門員の実務研修が見直されたことにより、更新研修時間が拡大し、小規模介護事業所においてはサービス提供に支障が出てきていることから、引き続き受講者の負担軽減を図ること。

8. 医療保険制度の安定運営について

医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなければならず、市町村が都道府県とともに、将来にわたり持続的、安定的に運営していく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
2. 国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
3. 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しにあたっては、実施状況とそのインセンティブ効果について十分な検証を行うこと。
4. 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。
5. こどもに係る均等割保険税の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。

9. 生活環境の整備促進について

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施していく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 上水道の安定的な供給について

(1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備を促進するとともに、老朽化対策のための施設の点検及び更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。

(2) 上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築等も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

(3) 近年、健康への影響が懸念されている PFOS・PFOA が、国の基準値を超過する事例が全国で確認されているが、町村においては PFOS・PFOA が基準値を超過した場合に、速やかに対策を講じることが困難であることから、専門人材の確保に係る支援や財政支援を拡充すること。

2. 生活排水処理施設の整備促進について

(1) 近隣市町村と一般廃棄物処理の広域化を図ることができない町村が、循環型社会形成推進交付金を活用し、「し尿処理施設」の更新を行えるよう交付金の人口要件及び面積要件を見直すこと。

(2) 「浄化槽設置整備事業」の新築家屋への浄化槽設置をこれまでどおり交付対象とするとともに、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の設置要件を緩和すること。

(3) 宮崎県浄化槽設置整備事業費補助金については、補助率を引き上げるとともに、必要な予算額を確保すること。

また、新築にかかる補助制度を復活させること。

3. 宮崎県産業廃棄物税の使途について

宮崎県産業廃棄物税の使途については、産業廃棄物処理施設周辺の環境整備等の基盤整備にも使途を拡充することとし、条例に明記すること。

10. 空き家対策の推進について

過疎化、少子高齢化が急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化しています。

については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村が実施する行政代執行や略式代執行、財産管理人選任申立（相続人調査費、予納金）等の対策に対し、財政措置を充実強化すること。
2. 空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要であることから、地域未来交付金等により引き続き積極的に支援を行うこと。
また、管理不全空き家の発生抑制や既存の資源を生かした住環境の整備の観点から、利用対象者を移住者に限らず地域住民も利用できるよう、要件を拡大すること。
3. 町村においては、人口減少等を要因に、今後も空き家の増加が見込まれており、特定空き家等へ移行する前段階での発生抑制や適切な管理を促進する必要があることから、県においても、空き家対策に対する財政措置を講じること。

11. 教育施策等の推進について

こどもたちが個性豊かな創造性を持ち、持続可能な社会の担い手として明るい未来を形成するため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参加するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要です。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 授業等に活用する ICT 機器の保守管理費用や各町村において独自に導入する学習用ソフトウェア等について財政措置を講じること。
2. ICT 教育による学びの格差が生じることのないよう、教員の ICT 活用指導力の向上を図ること。
3. 学校施設環境改善交付金については、国の補助単価と実勢単価に乖離が生じており、その差額分の負担が自治体の財政を圧迫しているため、学校施設環境改善交付金の補助単価を見直すとともに、予算額を大幅に増額すること。
4. 市町村指定文化財は宮崎県の貴重な財産であり、先人が築いた建築物等を後世に残し伝えていかなければならないが、その保護については、所有者及び指定市町村への負担が大きいことから、文化財の保護に係る費用について財政支援を講じること。

12. 農業対策の充実強化について

我が国の農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあります。食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題です。

また、国際情勢の悪化による燃油や農業用資材等の価格高騰は農業者の経営に深刻な影響を及ぼしております。

ついては、食料・農業・農村基本計画に基づき、持続可能な農村地域の構築を前提とした食料・農業・農村政策が講じられるよう、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 農業・農村政策の一体的な推進について

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。

2. 中山間地域における農業対策の強化について

(1) 中山間地域における農地は、傾斜地が多く小区画、不整形であるなど生産条件が厳しく規模拡大による所得の確保が困難である。

ついては、規模拡大やコスト低減が困難な中山間地域においても、農業者が将来に希望を持って農業に従事していけるよう、中山間地域における農業対策の強化を図るとともに、小規模農家に対する支援策を拡充すること。

(2) 水田活用の直接支払交付金については、生産現場の課題等を把握し十分に検証した上で、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につなげることがないように実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。

また、畑地化促進助成については、畑地化転換後においても、安定的な経営ができるよう、支援を拡充すること。

(3) 高年齢や体力の減退を理由に稲作を断念する農家が増加し、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、特産品である栗や柚子などの果樹の植栽を推進しているところである。

については、水田から畑への用途変更後も、継続的に農業生産活動を維持するため、中山間地域等直接支払制度における畑の交付単価を田と同程度まで引き上げること。

(4) 中山間地域における農業生産基盤等の整備を総合的に実施する中山間地域農業農村総合整備事業については、確実かつ円滑に事業を推進すること。

(5) 町村及び地域農業再生協議会が、経営所得安定対策等を継続して推進できるよう、経営所得安定対策等推進事業の予算額を確保すること。

3. 農業経営安定対策と担い手の育成・確保について

(1) 農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰化対策の拡充を図ること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な就農形態や地域の実態に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、新規農業者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

(3) 小規模農業者においては、農業用機械や設備の導入及び更新費用が大きな負担となっていることから、小規模農業者を対象とした新たな支援策を講じること。

4. 畜産対策の推進について

子牛価格の上昇に加え、飼料価格や生産資材価格の高騰によって生産コストが上昇しており、肥育農家の経営を圧迫している。

については、生産基盤の安定・強化を図るため、引き続き肉用牛経営安定対策の充実・強化を図ること。

5. 防疫対策の推進について

アフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜の伝染疾病及び高病原性鳥インフルエンザについて、国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を図ること。

6. 宮崎牛の生産基盤体制の強化について

「宮崎牛」を安定的に出荷するためには、優良な子牛の県外流出を防止するとともに、優良繁殖雌牛の地域内導入や後継者の育成などにより、生産基盤の強化を図ることが重要である。

については、宮崎県肉用牛改良総合対策事業の予算額を確保するとともに、資金力が脆弱な中小肥育農家を支援する事業を拡充するなど、実態に即した効果的な対策を講じること。

7. みどりの食料システム戦略の推進について

(1) 国が掲げる「有機農業の取組面積の割合 25% (100 万 ha)」の 2050 年度目標達成に向けて、生産体制及び販売体制の支援を強化すること。

(2) 有機 JAS については、日本農林規格で定められる全国共通の制度であるため、申請様式の統一化を図るとともに、手続の簡略化を図ること。

また、認証機関と認証事業者（生産者等）間の手続については、次期オンライン申請システムで可能となるようシステムの改修を図ること。

(3) 有機農産物に対する消費者の理解と購買意欲の向上を図るため、積極的な情報発信を行うこと。

(4) 生分解性マルチは、農作業の省力化や廃プラスチックの排出抑制に優れていることから、更なる普及促進のため、購入に係る補助制度を創設すること。また、購入コストの削減及び品質の向上に資する対策を講じること。

8. 農地関連法制の見直しについて

農地を含めた土地の利用については、地域の実情に応じた利活用を行うため、農用地区域からの除外や農地の転用については、町村の主体的な判断により、地域の諸条件に応じた柔軟な対応を可能とすること。

13. 森林・林業対策の推進について

森林地域に立地する林業や山村・水源地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化に伴う林業従事者の減少、森林荒廃、再造林の遅れ等が長期化し、極めて厳しい状況が続いています。

また、国際情勢の悪化に伴う原油価格の高騰により、木材及び特用林産物の生産・加工・流通を支える林業・木材産業者の経営環境が著しく悪化しております。

このような中、木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化を図ることが必要です。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国産材の需要拡大について

公共建築物等の木造化の推進、間伐材等の利活用の促進を強化するため「森林集約・循環成長対策」及び「木材等の付加価値向上・需要拡大対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立するとともに、木材需要の喚起と拡大を図ること。

2. 再造林の推進について

(1) 伐期到来により伐採面積が増加し、再造林の必要性が一層高まっている。

については、伐採跡地への速やかな再造林を行い植栽未済地の増加を抑えるため、必要な予算額を確保するとともに、再造林に係る支援策の拡充強化を図ること。

(2) 再造林に不可欠な苗木の安定供給のため、優良苗木の生産施設の整備等、苗木の生産体制の整備を進めること。

(3) 再造林率向上強化対策事業の補助率は、県が 11%、町村が 11%以上とされているが、県の補助率を引き上げること。

また、当該事業は、循環型林業を実現するために重要な施策であることから、再造林事業を安定的に実施できるよう恒久的な事業とすること。

3. 担い手の育成について

- (1) 「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、林業従事者に対する支援措置を強化し、フォレスターや森林施業プランナー等の専門人材の育成を強化すること。

また、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

- (2) 「みやざき林業大学校」の研修修了者が本県に確実に定着するための対策を引き続き講じること。

4. 森林環境譲与税について

森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、配分の在り方について検討すること。

また、森林環境譲与税の使途については、森林の整備や人材の育成、木材の利用や普及啓発等の趣旨に沿って町村が実施する既存事業についても活用できるよう制度を見直すこと。

14. 野生鳥獣対策の推進について

野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要であります。

ついては、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 近年、野生鳥獣捕獲対策の強化によりニホンジカ及びイノシシの生息頭数は減少傾向にあるが、本県における被害額は増加傾向にあり、令和6年度には4億円を超える甚大なものとなっているので、関係省庁が連携して対策を講じること。
2. 広大な面積を有する国有林内における有害鳥獣対策は、国が更なる強力な体制を構築し実施すること。
3. 狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟免許更新費用の支援など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。
4. 鳥獣被害の軽減及び捕獲意欲の向上を図るため、捕獲鳥獣の利活用を促進するとともに「みやざきジビエ」の普及拡大に向けた取組を加速させること。

15. 水産業・漁村対策の充実について

我が国の水産業は、魚価の低迷、燃油高騰、漁業資源や海洋環境の大きな変化、高船齢化や担い手の高齢化等極めて厳しい環境にあります。

国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「水産日本の復活」を掲げ、水産業の成長産業化に向け、漁業者の所得・経営力の向上を図るため、地域の特性や資源の状況を踏まえた資源管理に取り組むこととしているところです。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 次期「水産基本計画」の策定に当たっては、資源の減少、漁業就業者の高齢化・減少、気候変動による海洋環境の変化など、直面する多くの課題に対応した実効性のある計画とすること。
2. 国際情勢の悪化や円安に起因する漁業用燃油・養殖用飼料の価格高騰は、漁業経営に深刻な影響を及ぼすため万全の対策を講じること。
3. 宮崎県漁村活性化推進機構の機能を十分に生かし、多様な就業経路の確保、労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、漁業の担い手育成・確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。
4. 「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」に基づき、種苗の放流や藻場の造成技術の開発・普及を推進するなど、漁場の生産力の向上を図るとともに沿岸資源の回復を加速させること。

16. 道路の整備促進について

地域住民の生活、生命、財産を守るために、社会経済活動を支える道路網の整備は、重要かつ緊急の課題となっています。

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風及び地震などの大規模災害において、「命の道」となる災害に強い道路の重要性が再認識されたところです。

また、本県においても、近い将来高い確率で起こると言われている南海トラフ巨大地震・津波災害に対応できる道路政策を強力に推進する必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。

特に、整備の遅れている地域については、重点的に予算を配分すること。

2. 災害時の代替ルート確保や住民の利便性の向上のため、高規格道路のミッシングリンクの解消や連結する一般国道及び都道府県道を早急に整備すること。

3. 既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等、町村において必要な道路整備及び維持、修繕、改良が行えるよう、予算額を確保すること。

4. 産業、経済、文化の振興など地域活性化には、広域的な交通ネットワークが必要不可欠なので、九州中央自動車道の早期完成及び安全性・利便性向上のための予算の重点配分を図ること。

また、東九州自動車道の暫定2車線区間の早期4車線化及びそのための財源確保を図ること。

5. 産業、観光、医療、防災等に大きな効果が期待できるスマートインターチェンジの早期完成に向けて、確実な予算の確保を図ること。

また、各インターチェンジに連結する道路網の整備促進を図ること。

17. 地域公共交通の支援について

路線バスは、人口減少により利用者が減少し、また運転士不足や赤字路線の拡大による市町村の財政負担も増加するなど、路線の維持・存続が危惧される状況にあります。

特に中山間地域における移動手段は、自家用車に頼らざるを得ない状況であり、免許を返納した高齢者や自家用車を持たない通学者などにとって、通院、買い物、通学などの日常生活で路線バスは必要不可欠であることから、今後も路線を維持・存続させることは非常に重要な問題であると考えます。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 市町村をまたぐバス路線の運行にあたっては、広域的なバスを将来にわたり安全で持続可能なものとするために策定された「宮崎県地域公共交通計画」に基づいて、着実に実施すること。

また、地域間幹線バス路線運行維持支援事業費補助金については、減額することなく引き続き財政支援を行うこと。

2. コミュニティバス等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を拡充すること。

3. 運転士不足に対する支援策を拡充すること。

18. 防災・危機管理対策の推進について

我が国は地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災対策の強化が急務であります。

特に本県は、地形的に急峻な山地と広範囲に分布するシラスなどの特殊土壌により、数多くの土砂災害危険箇所があります。

真に豊かな生活を実現するため、治山・治水事業を積極的に推進することが緊急の課題であります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 治山・治水対策について

森林と河川を一体的に捉えた治山・治水対策、土砂災害対策及び防災対策の強化を図るため、予算枠を拡大するなど財政措置の拡充を図ること。

2. 防災・減災対策の強化について

- (1) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進するとともに、道路メンテナンス事業補助制度の財源確保を図ること。
- (2) 命と暮らしを守るインフラの再構築を支援する「防災・安全交付金」については、交付率を引き上げるとともに、必要な予算額を確保すること。
- (3) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「特別強化地域」の避難施設整備等については、必要な予算額を確保すること。
- (4) 国土強靱化基本計画及び第1次国土強靱化実施中期計画に基づく施策については、事業を着実に実施できるよう、資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保するとともに、当初予算で措置すること。

- (5) 近年、多発する自然災害への対応や公共施設が大量に更新時期を迎える中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化している。その様な中、都道府県等が技術職員を増員することにより、技術職員不足の市町村支援及び大規模災害時の中長期派遣が可能になったことから、積極的な技術職員の確保を図ること。
- (6) 地域の建設業は、地域経済の中核を担っており、加えて災害時にはインフラの復旧など重要な産業であるが、技能労働者の高齢化や若手人材の離職等、深刻な人手不足となっていることから、人材の確保及び定着促進を図る総合的な対策を強力に推進すること。
- (7) 「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、引き続き十分な財源を確保すること。
- (8) 防災拠点となるべき自治体庁舎の新設、建て替えを促進するため、市町村役場機能緊急保全事業債を復活させること。

3. 地籍調査事業の推進について

近年、激甚化、頻発化する自然災害や人口減少に伴う所有者不明土地が増加するなど、これまで以上に地籍調査の早期完了が求められており、地籍調査事業の計画的な推進を図るためにも、実施要件の制限がない「地籍調査費負担金」の予算額を十分に確保すること。

4. 住家被害認定・罹災証明システムの導入について

近年、激甚化・頻発化する自然災害に加え、近い将来に高い確率で南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されている。被災者の早急な支援に資するため、災害に係る効率的かつ迅速な住宅被害認定調査及び罹災証明発行が求められている。そのためには、県内自治体間での協力が必要となるが、円滑な広域応援を実施するためには、県内統一的なシステムの構築が有効であるので、システムの早期導入を図るとともに、イニシャルコスト及びランニングコストに対する財政支援を講じること。

また、当該システムを活用した実務研修の実施等の必要な措置を講じること。

5. 町村消防等の充実強化について

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要があるが、過疎地域や中山間地域では、消防団員の高齢化や団員数の減少が懸念されるため、消防団員確保対策を拡充・強化すること。

19. 過疎対策の推進について

過疎町村は、財政基盤が脆弱であることから極めて厳しい財政運営を余儀なくされています。また、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化しています。

しかし、こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎町村は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けています。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 人材の育成と地域の活性化

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって地域社会の活性化を図ること。

2. 財政・税制上の措置の充実・強化等

(1) 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト事業分の発行限度額を引き上げること。

また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

(2) 過疎地域における地方税の課税免除等に伴う、地方交付税による減収補てん措置を延長すること。

(3) 過疎地域における事業用設備に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

20. 「2027日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の円滑な準備について

「2027日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」については、会場等の整備や準備委員会の人員の確保など、県と市町村が協力して円滑に進めていく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 競技施設整備費の補助については、中央競技団体正規視察時の指摘事項を全て補助の対象にすること。
2. 財政力が脆弱な町村にとっては、競技施設（一般及び特殊競技施設）の整備に係る財政負担が大きいので、県の財政支援を拡充すること。
3. 国スポに係るリハーサル大会の標準経費積算基準額及び特別経費積算基準額については、実勢価格との乖離が生じていることから、本大会の運営費補助金については、補助基準額の上限単価を実勢に則した額とすること。
4. 同大会においては「会場地実行委員会事務局」を設置しているが、職員数の少ない町村では委員会事務局の人員の確保が厳しい状況であるので、当該委員会事務局への県職員の派遣について検討すること。

